

日本小児神経学会北海道地方会会則

- 第1条 名称
本会は、日本小児神経学会北海道地方会と称する。
- 第2条 事務局
本会の事務局は、会長の所属する教室におく。
- 第3条 目的
本会は、北海道における小児神経に関する基礎および臨床の検討の場とし、併せて会員相互の知識の向上と親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 事業
本会は、前条の目的達成のための次の事業を行う。
1. 学術集会の開催
2. その他、本会目的達成のための必要な事業
- 第5条 会員
会員は、原則として北海道地区の日本小児神経学会委員で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納めるものとする。
- 第6条 退会
以下の場合、その会員を退会とする。ただし既納会費は返却しない。
1. 本人の申し出があった場合。
2. 特別の理由なく会費を2年以上滞納した場合。
- 第7条 役員
本会に次の役員を置く。
会長1名 副会長2名 監事2名
幹事若干名
- 第8条 会長
会長の任期は3年とし、日本小児神経学会会員で、幹事のうちから選出され、学術集会を主催し、幹事会の議長となる。
- 第9条 幹事
幹事の任期は2年とし、日本小児神経学会北海道地方会会員から選出され、幹事会を組織し、会務を執行する。
- 第10条 会議
学術集会は、原則として年1回開催する。
幹事会は、学術集会と同一日に会長の招集により開催される。
- 第11条 総会
総会は、正会員の10分の1以上の出席を必要とする。
総会の議決は、出席者の過半数とし、委任状は出席とみなす。
- 第12条 会計
本会の会計は、会費、寄付金およびその他の収入をもって、これにあてる。
会長は、幹事のうちより1名会計役を指名する。
本会の会計年度は、毎年1月1日より同年の12月31日までとし、会計役は、年1回監事による会計監査を受け、総会に会計報告を行う。

第13条 会則，会費の変更

本会の会則または会計の変更は幹事会で提案し，総会の承認により変更することができる。

細則

第1条 本会則は，平成10年10月1日より実施する。

第2条 年会費は3,000円とする。

第3条 平成29年3月4日に一部変更する。

第4条 令和2年10月31日に一部変更する。